

働者側共稍覺醒スル所アリテ両者ヨリ當府田中警察
部長ニ對シ本件ノ解決方ニ關シ陳情スル所アリテ以テ全
部長ヨリ別紙裁定案ヲ提議セルニ両者共同意ヲ表シ
本日午後一時正式調停ヲ了スルニ至リタルカ尚働者側ニ於
テハ為念友誼團體ニ報告スル所アリテ幾多迂餘曲折ヲ經
タル本件爭議又茲ニ一先終結ヲ告クルヲ得タリ
右及申(通)報候也

覺書

一此際復職ヲ希望スル者ハ全部復職セシムル事
但シ事業ノ關係上人負淘汰ヲ為スハ已ムヲ得サルニ
本爭議ニ關シテハ犠牲者ヲ出サハル事

覺書

其ノ一
一 労働條件ニ就テハ労働団体へ交渉シ組合員各自ハ一切交
渉ヲ為サハルコト
二 労働団体トハ會社ニ従業セル労働者百人以上ヲ以テ組織
セル団体ヲ謂フ
三 會社内ニ數個ノ団体アル場合ニハ各個ニ交渉ヲ為スコト
四 會社従業員ニシテ労働団体ニ加入セサル者ハ各個ニ交渉
ヲ為スコト
五 交渉不調ノ場合ト雖又三週間以内ハ其ノ爭議ニ關シテ